

【参考1】社会福祉法人の設立要件一覧表

(注) 一般的な設立要件を簡略化したものであるため、具体的な設立要件は事前に所轄庁に確認してください。

事業	第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を確実にやること。		
	公益事業・収益事業を行う場合は、公益事業・収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えないこと。		
定款	必要的記載事項が漏れなく記載されていること（社会福祉法人定款例参照）。		
資産	基本財産	①施設を運営する場合	原則：土地・建物の自己所有又は国・地方公共団体からの貸与（貸与の場合は1000万円以上の資産）
			例外：建物の自己所有、土地の貸与（地上権又は賃借権の登記が必要）
		②施設を運営しない場合	原則：1億円以上の資産
			例外：居宅介護等事業、共同生活援助事業などの特例（1000万円以上の資産）
	※ 行う事業が①、②双方に係る場合は、①の要件を満たすこと。		
	運転資金	介護保険法の事業	年間事業費の1/2分の3以上の現金預金
		障害者総合支援法等の事業	年間事業費の1/2分の2以上の現金預金
		その他の事業	年間事業費の1/2分の1以上の現金預金
	施設整備費	施設整備を行う場合、施設整備計画において必要な自己資金を確保すること。	
本部事務費	最低100万円以上の現金預金		
役員等	共通事項	評議員・理事・監事は必置。会計監査人は一定以上の収入規模の法人に設置義務	
		欠格条項・親族等特殊関係者の制限に反しないこと（別添資料参照）。また、暴力団員等反社会的勢力の者でないこと。	
		評議員・理事・監事・会計監査人は兼務不可。また、評議員・監事・会計監査人は法人・施設職員と兼務不可。	
	評議員	員数	7名以上（理事の員数を超える数を置かなければならない。）
		選任要件（全員）	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	理事	員数	6名以上（評議員の員数を超えることはできない。）
		選任要件（各1名以上）	①社会福祉事業の運営に関する識見を有する者
			②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者
	監事	③施設の管理者（施設を設置している場合）	
		員数	2名以上
	選任要件（各1名以上）		①社会福祉事業について識見を有する者
②財務管理について識見を有する者（公認会計士又は税理士が望ましい。）			
会計監査人	員数	1名以上	
	選任要件	公認会計士又は監査法人	